

一宮市農業担い手育成事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農業従事者の高齢化及び後継者不足による農業の衰退や耕作放棄地の増加を防止し、担い手となる農業者を支援するため、設備投資に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助事業者」という。）とは、別表1及び次の要件を満たすものとする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではない。

(1) 一宮市の人・農地プラン若しくは地域計画の中心となる経営体に位置づけられていること、又は人・農地プラン若しくは地域計画に位置づけられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。

(2) 一宮市内に住所を有していること。

(3) 一宮市税の滞納がないこと。

(4) 別表1の事業区分において、同じ経営体に属する者が過去に同一事業区分の補助金交付決定を受けていないこと。ただし、以下のア又はイのいずれかに該当する場合は同一事業区分であっても2回目の申請をすることができる。

ア 認定新規就農者の認定期間終了後に認定農業者となった農業者（以下「新規認定農業者」という。）が認定農業者に認定された年度の翌年度から数えて4年度以内に担い手確保事業の補助金交付決定を受けられる場合

イ 農業経営拡大事業において、別表1の注3に定める経営規模拡大基準の3倍以上の水準で耕作面積を増やす場合

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、国、県及び市の他の補助金（融資に関する利子の助成措置を除く。）の交付を受けていない、補助対象経費の総額が10万円以上の5月1日から翌年3月31日までの間に行う事業であ

って、その内容は別表1のとおりとする。

(補助対象事業の優先順位及び採択)

第4条 この要綱に定める補助金の優先順位は、下記のとおりとする。

第1位 担い手確保事業

第2位 生産新技術（ICT）等促進事業

第3位 農業経営拡大事業

2 前項の規定による優先順位において決定できない場合は、別表2のポイントの高い事業を採択する。ただし、予算額が不足する場合は、按分により交付額を決定する。

(補助金の額)

第5条 第3条の事業に要する経費に対する補助金の額は、市長が適当と認める経費に対して別表1に掲げる補助率により算出した額及び補助限度額以内とする。

2 本条の規定により算出された補助金の額に、1千円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額を補助金額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1）に次の書類を添えて、第4条第1項の優先順位第1位の事業については5月1日から7月30日まで、優先順位第2位及び第3位については8月1日から9月30日までに市長へ提出しなければならない。ただし、10月1日以降に予算残があるときは、第4条にかかわらず先着順に予算の範囲内で申請できる。

(1) 補助対象となる事業に要する経費で各施設機械の額が10万円以上50万円未満の場合は2業者以上、50万円以上の場合は3業者以上の補助事業者宛の見積書の写し及び仕様書の写し。ただし、中古農業機械にあつては、見積りを徴収することができない場合は、中古農業機械査定士が適正な価格であることを明示した書類

(2) 図面又はカタログ、及び配置図の写し

(3) 認定新規就農者の認定証の写し

(4) 認定農業者の認定証の写し

(5) 人・農地プラン若しくは地域計画の写し若しくは人・農地プラン若しくは地域計画に位置づけられることが確実と見込まれることがわかる書類又は農地中間管理機構から農地を借り受けていることがわかる書類

(6) 住民票の写し

(7) 未納のない証明

(8) 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2の第5の1の（1）のイの（ア）の研修機関の研修が申請年度中に修了見込みの者は修了見込みである旨がわかる書類、又は先進農家若しくは先進農業法人で同等と認められる内容の研修（雇用を含む）を受けた者はその研修の内容がわかる書類（この号でいう者を以下「新規就農者」という。）

(9) その他市長が必要と認める書類

2 前項において、新規就農者が申請するときは、(3)及び(4)の添付を要せず、認定新規就農者が申請するときは、(4)及び(8)の添付を要しない。また、認定農業者が担い手確保事業以外を申請するとき、及び新規認定農業者が担い手確保事業を申請するときは、(3)及び(8)の添付を要しない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請書に係る書類の審査及び必要に応じ実態調査等を行い、補助事業の目的、内容及び金額の算定が適正か、否か、又は予算の定めるところに違反しないか、どうかを調査し、補助金の交付を適当と認めたときは速やかに交付の決定をし、補助金等交付決定通知書（様式第2）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付の決定をする場合において市長は、補助事業の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(着工)

第8条 補助対象事業の着工は、第7条の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、補助事業者が交付申請後にやむを得ない理由で交付の決定前に着工する場合にあっては、その理由を明記した交付決定前着工届（様式第3）を市長に提出して着工できる。なお、この場合においては、補助対象者は交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

2 補助事業者は、補助対象事業に着工したときは、速やかにその旨を着工届（様式第4）により、市長に届け出るものとする。

（事業内容の変更等）

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定通知を受けた後において、補助事業の計画変更をする場合は、変更等の理由、事業に要する経費、その他市長が必要と認める書類を添付し、直ちに市長に補助事業等計画変更届（様式第5）を提出しなければならない。

（事業完了期限）

第10条 補助事業者は、当該年度の3月31日までに補助事業を完了しなければならない。

（完了報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業等完了報告書（様式第6）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）領収書の写し

（2）施設機械等にあつては、その設置後の写真（L判以上）

（補助金の確定及び交付）

第12条 市長は、補助事業者から完了報告書を受けたときは、その内容を審査し、又は必要に応じ実地調査等を行い、相当と認めるときは、補助金の交付金額を確定し、補助金を交付するものとする。ただし、市長において特に必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を前渡し（概算払又は前払）することができる。

（交付の決定の取消し又は補助金の返還）

第 13 条 市長は、補助事業者が次の事由に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることがある。

- (1) 法令、この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。

(帳簿の備付)

第 14 条 補助事業者は、当該補助事業の施行に関し必要な帳簿等を備え、整備しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第 15 条 補助事業者は、補助事業により取得した財産を市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反した使用、譲渡、交換、取りこわし又は貸付けを行ってはならない。ただし、当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるほか必要な事項は一宮市補助金等交付規則（昭和 37 年 8 月 30 日規則第 18 号）によるものとする。

付 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 27 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の運用状況、実施効果等を検証し、施行後 3 年以内に補助内容を見直すものとする。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の運用状況、実施効果等を検証し、施行後3年以内に補助内容を見直すものとする。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年6月9日から施行する。
- 2 別表1の担い手確保事業における認定新規就農者を経て認定農業者となった農業者の申請は、令和3年度に認定農業者に認定された者に限り、令和4年度又は令和5年度を対象とする。
- 3 この要綱の運用状況、実施効果等を検証し、施行後3年以内に補助内容を見直すものとする。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の運用状況、実施効果等を検証し、施行後3年以内に補助内容を見直すものとする。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年4月24日から施行する。
- 2 この要綱の運用状況、実施効果等を検証し、施行後3年以内に補助内容を見直すものとする。

別表1（第3条関係）

| 事業区分 | 補助要件 | 事業内容 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額 |
|-----------------|--|------------------------------------|-------------------|-----|-------|
| 担い手確保事業 | <ul style="list-style-type: none"> 新規就農者育成総合対策実施要綱別記2の第5の1の（1）のイの（ア）の研修機関で研修を修了した者若しくは申請年度中に修了見込みの者又は先進農家若しくは先進農業法人で同等と認められる内容の研修（雇用を含む）を受けた者であること。 又は一宮市の認定新規就農者若しくは新規認定農業者であること。 | 農業用施設機械等を導入する事業 | 農業用施設機械等の導入に要する経費 | 20% | 150万円 |
| 生産新技術（ICT）等促進事業 | <ul style="list-style-type: none"> 一宮市の認定農業者であること。 | 農業生産に係る新技術（ICT）等を先進的に導入する事業 | 農業用施設機械の導入に要する経費 | | 100万円 |
| 農業経営拡大事業 | <ul style="list-style-type: none"> 一宮市の認定農業者であること。 | 経営規模の拡大又は経営作目等増加のために農業用施設機械を導入する事業 | 農業用施設機械の導入に要する経費 | | |

注1：認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に基づき就農後5年以内に営農計画を市長により認定を受けた者。

注2：認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、5年間の農業経営改善計画を市長により認定を受けた者。

注3：農業経営拡大事業の経営規模の拡大とは、水稻又は麦で150,000㎡（15ha）以上、施設野菜等で3,000㎡（30a）以上、露地野菜等で10,000㎡（1ha）以上の耕作面積となることとする。ただし、すでにその耕作面積に達している場合は、水稻又は麦で15,000㎡（1.5ha）以上、施設野菜等で1,000㎡（10a）以上、露地野菜等で3,000㎡（0.3ha）以上、耕作面積を増やすこととする。

注4：同等と認められる内容の研修とは、研修（雇用）期間が概ね1年以上かつ概ね1,200時間以上であり、研修（雇用）期間を通して就農に必要な技術や知識を習得することを要する。

注5：経営面積は、一宮市の農地台帳に記載のある農地面積を基準とする。

別表2（第4条関係 採択ポイント表）

| 項目 | 現状 | 点数 |
|----------|--|----|
| 過去の交付実績 | 同じ経営体に属する者が過去に同一事業区分の補助金交付決定を受けていない | 6点 |
| 農業の6次産業化 | 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けている | 5点 |
| 耕作放棄地の解消 | 過去1年以上作付けが行われていない農地を対象として所有権移転又は使用貸借権等の設定を行い、当該農地を活用している | 4点 |
| 雇用 | 外部から常時雇用している | 3点 |
| 1期目認定農業者 | 認定農業者の通算認定期間が5年未満である | 2点 |
| 農業経営の複合化 | 土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせ、複合的に経営を展開している | 1点 |